

令和7年度 第3回郡山市公文書管理委員会 会議要旨

- 1 日時 令和8年2月6日(金)午後3時～3時30分
- 2 場所 郡山市役所 教育委員会室
- 3 出席者
[委員] 阿部委員、白石委員、徳竹委員、永森委員(オンライン)、
山田委員(オンライン)
[傍聴者] 0人
- 4 報告
(1)第2回会議資料の訂正について
(2)令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会の意見に対する考え方について
- 5 議事
(1)郡山市公文書管理規程案について
(2)郡山市歴史公文書の選別基準の改正案について
(3)市長以外の実施機関の公文書管理規程案及び歴史公文書の選別基準の改正案について
(4)郡山市公文書管理規程の制定等に係る答申案について

1 開会

2 報告

- (1)第2回会議資料の訂正について

追加資料1 令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会 資料1の2 正誤表
追加資料2 令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会 資料1の3 正誤表

[質疑なし]

- (2)令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会の意見に対する考え方について

資料1 令和7年度第2回郡山市公文書管理委員会の意見に対する考え方

[質疑なし]

3 議事

(1) 郡山市公文書管理規程案について

資料 2 の 1 郡山市公文書管理規程案の修正前後対照表

資料 2 の 2 郡山市公文書管理規程案（修正溶け込み）

[質疑]

○委員

郡山市のマイクロフィルム文書が矛盾なく運用できるということであればこちらで結構だと思います。規程を別途改正するという事ですので、今後適切に改正をしていただければと思っております。

前回の会議で令和 3 年度がマイクロフィルム撮影した最後だと聞いていました。今後、紙媒体の公文書について媒体を変えて、例えばデジタルカメラで全コマ撮影しデジタルデータの方を正本として運用していく予定があるのかどうかそのあたりもし何かあればお聞かせいただければと思います。

○事務局

これからは最長の保存期間が 30 年ということに切り替わりましたので、紙で作成したものについては、紙で保存して、歴史公文書については移管、廃棄する文書については 30 年で廃棄することになりますので、最大でも 30 年ということを考えますとデジタル等で撮影する必要はないのかなと現時点で考えております。

(2) 郡山市歴史公文書の選別基準の改正案について

資料 3 郡山市歴史公文書の選別基準の改正案に係る新旧対照表

[質疑]

○委員

2 ページ目の 2 選別の基本的な考え方のうち、「当該公文書ファイル等の文書のうち、歴史公文書に密接に関連すると認められないものは、当該公文書ファイル等から分割を行った上で、改めて保存期間満了後の措置を定めることができる」とあり、これがどういうことか確認したいです。ドッチファイルに 30 件の文書が綴じられているが実は本当に移管すべきもの、該当するのがたった 3 件で、残りの 27 件は移管対象になるようなものではない、廃棄して差し支えないという時に移管すべき 3 件を抜いてそれをひとつにするということだと思いますが、改めて保存期間満了後の措置を定めるというのは、移管するというのが決まっている 3 件についてはそのままにして、残りの 27 件は新たにその時点で廃棄というものに変更するというそ

ういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。第1回目の委員会で説明をしたのですがファイル基準を見直す前は、大きな単位での簿冊の処理をしていたので、移管のものが少なく、廃棄のものがほとんどで、多いという現状がありましたのでそういったものを全部移管するとなると博物館の収蔵量の問題もありますのでこういった文言を入れて、委員のおっしゃったようなやり方で今後進めていきたいという趣旨でこのような規定となっております。

○委員

新たに廃棄すると変更したものは、他の廃棄対象の文書と同じように協議し廃棄に回るという理解でよろしいでしょうか

○事務局

はい。

(3) 市長以外の実施機関の公文書管理規程及び歴史公文書の選別基準の改正に関する概要について

資料4の1 市長以外の実施機関の公文書管理規程案

資料4の2 市長以外の実施機関の歴史公文書の選別基準の改正案

[質疑]

○委員

今年度、現時点で審議中ですから、郡山の公文書が新しいルールに則って、歴史情報博物館へ移管された事例はまだないでしょうか。それとも、昨年度若しくは今年度もう移管というものは行われていますか。

○事務局

歴史公文書の移管については、令和6年度に博物館がオープンしておりまして、それにむけて、既に一度移管を行っております。

今年度につきましても古い文書を中心に整理ができたものから随時移管を行っているところです。

○委員

今審議している、教育委員会、議会事務局とか市長部局以外の組織からの移管実績は、これからだからまだないということでしょうか。それとも始まっていますか。

○事務局

歴史公文書の選別基準は、今回、改正案ということで、選別基準は定めておりますので、今ある選別基準をもとに移管されております。

○委員

始まっているということですね。特にトラブルなく、スムーズに移管が行われているといいなと思います。

○事務局

まだはじまったばかりというところです。

○委員

私は、こういった文書があるか中身までは承知しておりませんが教育委員会ですか議会ですね、こういった文書が移管されて公開されるのか注目されるかもしれないなと思うので、最初は慣れないことなので試行錯誤があると思いますけれどもスムーズに移管制度が定着できればいいなと思っております。

(4)郡山市公文書管理規程の制定等に係る答申案について

資料5 郡山市公文書管理規程の制定等に係る答申案

[議事]

案のとおり承認

4 その他

○事務局

「令和6年度の公文書等の管理状況等」について、「公文書ファイル管理簿」、「公文書の管理状況」、「特定歴史公文書等の保存及び利用状況」については、本年度から本市のウェブサイト等で公表しますが、3月を目途に準備を進めておりますので、準備が整い次第、委員の皆様にお知らせします。

5 閉会